東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 1月14日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 1月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		計装用圧縮空気系空気圧縮機(B)分解点検時において、圧縮機構成部品(No.1シリンダー下側排気弁押さえ)にひび割れが認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
2		計装用圧縮空気系空気圧縮機(B)分解点検時において、圧縮機構成部品(連接棒小端部の軸受メタル) に経年使用による摩耗が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
3	5 /5 0 5 1 7 1 / 5	低電導度廃液系4号機復水貯蔵タンク側移送流量計において、指示値不良(移送停止中にもかかわらず、16.7m3/h指示が出ている)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	